児童虐待防止対策の強化について(案)

当面の	·課題 ·	対応策		
施策(の方向	法律改正を要することがあり得る事項	運用・予算関連事項	
1 好の が お り が り が り が り が り た り た り た り た り た り た		 ア 特定妊婦情報の連絡 ○ 特定妊婦に関する情報提供は、産科医療機関に限らず、地域における医療機関や児童福祉施設、学校等からも、市町村につなげる工夫が必要。 イ 妊娠や出産の情報・乳幼児の健康状態の把握 ○ 児童虐待予防は母子保健分野において重要な取組と位置づけることが必要。 	 ア 特定妊婦情報の連絡 ○ 今後の妊婦健康診査においては、助産師や看護師等の相談の機会を設けるなど、妊婦の家庭環境や精神面等についても配慮しながら、支援の必要な妊婦を確実に把握していくことが重要。 イ 妊娠や出産の情報・乳幼児の健康状態の把握 	
			 ○ ただちに手厚い支援が必要とまでは言えないが見守りなどが必要な妊産婦や乳幼児について、その情報を市町村の保健師や地域の支援機関につなぐことも必要。 ○ 小児科医をはじめとした医療・保健・福祉・教育の各機関が、連携しながら地域の中で保護者に対して寄り添って支援するような工夫が必要。 	
			 ウ 妊娠等に関する相談窓口の周知と相談しやすい場の設置 ○ 妊娠をしても医療機関を受診せず誰にも相談しないなど、支援機関との接点を持たない事例について、どのように把握し支援につなげるかが課題。 こうした事例の中には、妊娠に関する相談窓口があること自体を知らない場合があることから、相談窓口の周知に当たっては、効果的な手法を工夫することが必要。 ○ NPOなどの民間機関を活用することが有効。 	
			 工 思春期からの生と性に関する啓発と研究 ○ 望まない妊娠を減らし、望まれる妊娠へと転換していくためには、思春期の子どもたちに対し、命の尊さや妊娠・出産や避妊に関する内容に加え、妊娠した場合の対応や相談機関に関する情報等についても啓発することが大切。併せて、生と性に関する啓発について研究することも必要。 	
	② 妊娠を 抱え出 が出 が すづくり	 イ 家族・友人等の周囲の者の妊婦への支援 ○ 家族や友人、地域の人たちなど周囲の人が妊娠を積極的に受けとめ、妊婦健康診査の受診を勧めたり、相談窓口の存在を本人に伝え相談することを促すといった協力を求めていく取組も必要。 		
	③ 妊娠か ら出産・子 育切い るい の仕組み		 ア 家庭での養育状況を把握するために行政との接点を増やす取組 ○ 乳幼児健康診査を有効活用するなど、より的確に虐待リスクを発見できるよう工夫するとともに、必要に応じて継続的にフォローすることを確実に実施。 ○ 乳幼児健康診査を未受診の家庭に対しては、市町村は地域の実情に応じた様々な手法により、接点を設けるための取組を継続的に実施。 ○ 接点を持ちにくい家庭に対する支援のあり方として、地域での訪問型支援は有効。ただし、そのための専門職員の確保と質の向上が必要。 ○ 里親家庭に対する支援も重要であることから、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業について、里親家庭も対象であることを明確化した上で、積極的に活用することの検討 	

当面の課題・	対応策		
施策の方向	法律改正を要することがあり得る事項	運用・予算関連事項	
		が必要。 の保育所・幼稚園・認定こども園に就園していない場合など行政との接点を持ちにくい家庭もあることから、行政との接点を増やす取組を検討。	
		 	
④ 支援が		 ア 保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へ必要な情報が引き継がれる取組 ○ 保育所、幼稚園、認定こども園が虐待リスク等、家庭の養育環境に関する情報を把握した場合には、当該情報が小学校に、小学校が当該情報を把握した場合には、中学校に引き継がれる工夫が必要。 イ 学校や保育所等が支援の必要な子どもを発見して関係機関と連携する取組 ○ 虐待を発見しやすい立場にある学校や保育所等の職員は、虐待を発見するポイント・発見後の対応の仕方などについて理解を深めることが重要であり、教員の養成課程や研修等において虐待に関する内容を充実させることについて検討が必要である。その中で、要保護児童対策地域協議会を活用する意義を理解してもらうことも重要。 	
		 ウ スクールソーシャルワーカー等の積極的活用 ○ 学齢児においては、保健部門や福祉部門と学校との連携により、支援が必要な子どもを早期に発見して関係機関につなぐために、スクールソーシャルワーカーの役割が重要であり、スクールソーシャルワーカーの活用と配置の充実が必要。 ○ 家庭に課題を抱えた子どもの心のケアにはスクールカウンセラーの役割が重要であり、スクールカウンセラーの積極的な活用が必要。 	
⑤ 学校、病 院等の組 織として の通告の 周知徹底		○ 学校、児童福祉施設、病院等の子どもの福祉に業務上関係のある団体は早期発見に努めることとされているが、組織としての通告となると必ずしもうまく機能していない場合がある。確実な通告が行われるためには、職員等に委ねるのではなく、組織としても虐待防止に取り組むことが重要。	

当面 <i>の</i>	課題:	対応策		
施策(の方向	法律改正を要することがあり得る事項	運用・予算関連事項	
2 初迅的応の関の化がのではないのでは、 の で 対 め 機 強 は で は で に で の で の で の で の で の で の で の で の で の	① し対れす関のをおがのなめ機の連携	 ✓ 支援方針の共有と関係機関の役割分担の明確化 ○ 児童相談所と市町村は、支援などの内容に重なる部分があることから、方針を共有しどの機関がどの部分に対応するかを明確にすることで、より効率よく効果的に支援を実施することが可能。 ○ 各機関が行っている支援の方向性については、定期的に再評価することで、家庭の養育状況の変化を踏まえた適切な支援を行えるようにすることが必要。 ○ 通告を受けた児童相談所と市町村は、それぞれ自ら子どもの安全確認を行った上で、共通のアセスメント方法に基づき責任機関を判断し、相互にその判断を尊重する仕組みとすることが有効。 ○ 現行の市町村から児童相談所への事案の送致の規定に加え、児童相談所から市町村へ送致する仕組みを整備することについて検討が必要。 	 ウ 専門的知見に基づく相談・助言の実施 ○ 相談や支援を行う過程で判断に迷う場合があるが、そのような場合、児童相談所に弁護士や警察官○B等から専門的知見に基づく相談・助言が受けられる体制があれば有効。 ○ 同様の観点から市町村が支援方針について適切な判断を行えるよう、定期的に市町村を 	
	②と談役のと支施体町童と分確要をきん		 ア 市町村が果たす役割 ○ 市町村も介入的な機能を果たす機会が増加しているが、同時に、市町村は住民に近い存在として継続的な支援を行う中核的な役割を担っていることから、市町村と児童相談所で共通のアセスメント方法を利用し、相互の役割分担を明確にした上で、連携しつつ、支援をしていくことについて検討が必要。 ○ 要支援児童について多様な育児支援策の充実や、使いやすいサービスメニューを積極的に活用、展開していくことが虐待防止につながるとともに市町村や児童相談所の負担軽減を図る上でも有効。 ○ 今後の市町村の役割を考えるにあたっては、市町村の状況や意見を把握し、慎重に検討していくことが必要。 ○ 面前DVによる心理的虐待は、DV自体がなくならない限りなくならないため、市町村のDV対策等の窓口と連携していくことについて検討が必要。 	
			 	

当面の課題・		対応策			
施策のフ	方向	法律改正を要することがあり得る事項	運用・予算関連事項		
3 見地会強い では は は は は は は は は は は は は は は は は は は	方向 参が担支速実すの協加役に援かにる工議機割よをつ実た夫 会関分る迅確施め	法律改正を要することがあり得る事項 <u>ア 全ての市町村における協議会の設置</u> ② 全ての市町村において協議会が設置されるよう検討が必要。	運用・予算関連事項		
			<u>キ 親子関係再構築に関する協議会の関与</u> 〇 親子関係再構築に関する検討においても、協議会が関与することについて検討が必要。		
	② 協議関の強援の 調の強援の が の は の り の り の り の り の り の り の り の り の り	 ▼ 支援内容が重複したり、複数の判断がある場合の調整 ○ 調整機関が主たる援助機関を定めたり、支援内容の集約と支援方針を一本化する役割を明確に付与することも必要。そのためには、新たに得られた個々のケースに関する情報について、調整機関が、一元的に把握できるようにすることについて検討が必要。 イ 協議会調整機関の専門性 ○ 調整機関が、各機関の支援の調整を行うマネジメント、協議会の進行管理の役割等を円滑に果たすためには、職員の高い専門性が必須。そのためには調整機関への専門職員配置が必要。 	て勤務することや、異動時の引継ぎが十分に行われるような配慮が必要。		

当面の課題・	対応策		
施策の方向	法律改正を要することがあり得る事項	運用・予算関連事項	
		 工 協議会への児童相談所の積極的関与 ○ 児童相談所の事例を協議会へ確実に登録、市町村へのスーパーバイズ、市町村の子育て支援サービスを把握し、所管市町村間の 連携を図るなど、児童相談所の協議会への主体的な関与が必要。 ○ 児童相談所は協議会の助言者の役割と支援者としての役割をそれぞれ積極的に果たすことが重要。 才 子育て支援事業の活用 ○ 協議会がその機能を十分に発揮するためには、協議会の登録の 際に要保護児童と特定妊婦・要支援児童とを分けて位置づけることも有効。 ○ 要支援児童については、多様な育児支援を積極的に活用・連携し、地域全体で支えるとともに虐待予防につなげる。そのことが結果的に協議会や児童相談所の負担軽減にもつながる。 ○ このような子育て支援事業に携わる者に対しては、虐待対応の 知識に関する研修を実施することが必要。 	
4 別の は は は は は は は は は は は は は は は は は は	 ア 児童相談所職員の配置 ○ 児童相談所の児童福祉司の人員増やスーパーバイザー、児童心理司、医師、保健師等の専門職の配置の充実が必要であり、その配置のあり方についても検討が必要。 ウ 児童福祉司の国家資格化 ○ 児童福祉司の専門性の向上を担保するため、ソーシャルワークに着目した国家資格化を目指した検討が必要。ただし、資格化に至るまでには様々な課題を整理することが必要。 ○ 資格化の検討に限らず、児童福祉司の専門性を高める方策についても検討が必要。 	わることで、迅速な判断等を行うことが可能。 イ 児童相談所職員の専門性確保のための専門研修を充実	

当面の課題・	対応策		
施策の方向	法律改正を要することがあり得る事項	運用・予算関連事項	
② 専門的 な支援を	ア 介入機能と支援機能の分離 ○ 介入と支援を同一機関が行う場合、児童虐待事案への介入、特に職権保護や立入調査の	 力 児童相談所の体制 ○ 児童相談所の役割である子育ての悩み相談は主として、非行やひきこもりというよう。専門的な問題を抱えた子どもに対する親の子育て支援であることを理解してもらうこが必要。 イ 市町村や民間団体との役割分担と民間団体とのパートナーシップ ○ 児童相談所が、泣き声通告等を受けたとしても、その後の対応を市町村やNPOなどの 	
は対行の担化 とにめ分確	ような法的権限の行使に際して、その後の支援や対応のことを考え担当者が躊躇することがあることに留意が必要。	児童相談所以外の団体において実施するなど、業務の再整理についてどのような考えがなり得るか、また、それぞれのメリット・デメリットについて検討。 ○ 親子再統合事業やペアレントトレーニングあるいは安全確認に 実績を有する団体がなる場合には、それらを民間団体に委託する ことが考えられる。但し、児童相談所が一気の関わりを持ちつつ、判断の責任は児童相談所が負う形での実施が適当。 ○ 公募型で従来の社会福祉法人あるいはNPO法人、あるいは民間団体等が参画できるが待介入のモデル事業を実施することを検討することが必要。 ウ 児童家庭支援センターの相談体制を強化 ○ 地域の子育て支援拠点などと児童家庭支援センターが連携して、地域の中での相談・規場所づくりが行えるようにすることが必要。 オ 児童の心理的負担に配慮した面接手法 ○ 特に性的虐待の事案を念頭に、児童の心理的負担軽減やメンタルヘルスの評価を行えるよう、地域の取組事例を参考に、多機関連携チームなど負担軽減に配慮した面接のありてについて検討が必要。 カ 関係機関等との連携による専門的な支援体制の整備 ○ 虐待の影響による、思春期等、発達段階における非行や引きこもり、精神症状などに対して、継続的な治療が可能な専門的な支援について検討が必要。	

当面の課題		対応策		
施策の方向	法律改正を要することがあり得る事項	運用・予算関連事項		
他束の方に	法律改正を要することがあり得る事項	切に行うことが必		
安全確認、	支援という一つの理念が、貫かれているということが重要。 臨検・捜 の実施 の実態 ・ の実態 ・ 把握 臨検・捜 この実態 ・ 表を迅速 することが可能となることを検討。 ・ 執行す ための に 夫	 ○ 臨検・捜索のあり方を議論する前提として、これまでの臨検・捜索実施件数が少ない理由、迅速に行われないことで弊害が生じているのかを確認することが必要。 ⑤ 手続きの全体像や標準的な流れを簡潔に示したマニュアルと標準的な進行スケジュールを策定して示すことが有効。 ○ 既存のものよりさらに詳しい必要な書式の整備やQ&Aの作成も有効。 		

当面の	課題·	対応策		
施策の	の方向	法律改正を要することがあり得る事項	運用・予算関連事項	
6 安をし保施で で保先時実い	① 一時保 護の積極 的実施の 検討		○ 虐待によって子どもの安全が脅かされていることが疑われるものの、その時点で得られている情報や、これまでの事例などに照らして緊急保護を行うかどうかの限界事例であって、判断に迷う場合は、原則一時保護を行うことを明確化することを検討。	
	② 護る大保直一の量と護し時更的一の	ウ 一時保護所の運営委託 ○ 一時保護所の運営の外部への委託を可能とすることを検討。その場合においても、委託の責任者としての責任を担う児童相談所において、委託先のサービスの質の確保及び子どもの状況把握について確実に行われることが必要であるため、委託先を決定するための基準の検討が必要。		
	③ 一時保 護の更な る質の向 上	 ア 一時保護所の職員配置基準 ○ 一時保護所は、子どもの受け入れに 24 時間対応し、子どもの心理的・肉体的状況を早期に把握しなければならないが、子どもの年齢構成は幼児から思春期までと幅広いことに加えて、一時保護に至った背景も非行、虐待あるいは養育困難など様々である。また、一時保護所に入所する子どもは、親子分離直後であるなどとりわけ心理的に不安定な時期にあることから、深く心に向き合った支援を行うことが重要であり、そうした対応を実施できるだけの体制について検討が必要。 	る仕組みを検討。 ウ 一時保護中における学習支援	

当面 <i>σ</i> .	課題・	対応策		
施策	の方向	法律改正を要することがあり得る事項	運用・予算関連事項	
	④ 脱 形 確 を 入 る み	 的確なアセスメントを行うためには、児童相談所等が関係機関から正確な情報を迅速に入手できる仕組みが必要。そのため、児童相談所等が行う調査に対する関係機関の回答義務化を検討。 回答義務化を検討するにあたっては、児童相談所から関係機関へのフィードバックが適切に行われる体制が取られることも併せて検討することが必要。 		
7 親子関 係再構築 等の和に ついて	係再構築における	○ 児童相談所が強制的に介入し親子分離させた場合には、親子関係再構築支援の取組に支障が生じる場合がある。 こうした課題に対応する1つの手法として、親子分離を行う機能と親子関係再構築支援を行う機能を分けることが考えられるが、職員の役割をそれぞれの機能に特化することの有効性や機関を分けることの必要性などについて検証が必要である。また、児童相談所のあり方のみならず、現在の支援システムそのもののあり方の見直しにつながることから、丁寧な検討が必要。	○ 親子関係再構築支援については、子どもの状況を日常的に把握するとともに保護者の面会に対応するなど、子ども・保護者双方との間で良好な関係を維持し一定の信頼関係を有する施設が、児童相談所の技術的な助言や支援等を受けながら、その役割を担うことについて検討。	
	② 児童養護施設等の機能の明確化及び支援体制の強化	○ 子ども、保護者と日常的に接する機会の多い児童養護施設等の機能として親子関係再構築支援を明確に位置づけるとともに、親子関係再構築の支援体制の強化について検討。 その際、児童養護施設等における親子関係再構築支援の質を担保する観点から、手法の確立やプロセスの標準化についても検討が必要。	 児童養護施設等に配置されている家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)について、親子関係再構築支援に係る必要な業務量に対応した配置ができるようにすることを検討。 里親やファミリーホームに委託されている子どもに係る親子関係再構築支援においては、家庭支援専門相談員、里親支援機関や専門里親との連携による支援のあり方について検討が必要。 	
	③ 児童家 庭支援セ ンターの 更なる活 用		○ 児童家庭支援センターも親子関係再構築支援の担い手となり得ることから、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として設置数の拡大と更なる機能強化が必要。○ 児童家庭支援センターの拡充を図るためには、その役割の明確化を図るとともに、児童家庭支援センターに対する支援の充実について検討が必要。	
	④ 地域子 ども·子育 て支援事 業等の活 用⑤ 特別養	○ 現状の特別養子縁組制度は、年齢に制限があり、また、児童相談所からの申し立てがで	 ○ 親子関係再構築支援を行うに当たっては、地域において子育で支援を行う施設や機関が 児童相談所や児童家庭支援センターと効果的に連携していく手法を検討することも必要。 ○ 児童養護施設等が行う子育で短期支援事業(ショートステイ)は、短期間親子分離する ことにより親子関係の安定化を図るなどの効果的な取組となっていることから、この事業 の一層の充実を図ることについて検討が必要。 	
	子縁組制 度のあり 方の検討	きない。このため、子どもの福祉の視点から特別養子縁組制度について、普通養子縁組制度との関係、家族関係法制全体との関係、縁組成立後の養親及び子どもに対する支援策などの課題を整理していくことが必要。		

当面の課題・	対応策		
施策の方向	法律改正を要することがあり得る事項	運用・予算関連事項	
⑥ 家庭復帰に護者や子との理解の促進	○ 親子関係再構築支援は、子どもと保護者とを一体的に支援することが効果的であり、その方策として、家庭への訪問支援のほか、通所支援や一時宿泊型の支援についても母子生活支援施設の利用を含め、様々な手法について検討が必要。	 ○ 家庭復帰を計画的に進めるためには、保護者や子どもに自らの置かれている状況について丁寧に説明し、その理解を促すことが必要。 ○ 家庭の事情が様々であることに留意し、それぞれが抱える課題に合わせて多様なプログラムを適用できるようにするなど、プログラムの質の担保が必要。 ○ 親子関係再構築支援を行う児童養護施設等においても、こうしたプログラムの習得が必要であり、児童相談所からの専門的・技術的支援や、家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の技術向上のための研修等の検討が必要。 	
⑦ 児童養 護施設等 と関係機 関の連携		 ○ 児童養護施設等において、あらかじめ家庭復帰を見通した支援を実施する際には、①親子関係など施設入所前の状況を含めた子どもの正確なアセスメントを行うこと、②措置解除後に虐待が再発しかねない状況に至った場合に速やかに子どもを守る体制が地域にあるか等の情報を共有することが重要。 ○ このため、①児童養護施設等に入所する入口の段階では、子どもの情報を的確に得ることができるよう、②児童養護施設等を退所する出口の段階では、親子が生活することとなる地域の状況を把握することができるよう、児童相談所や児童養護施設等と市町村の関係機関(母子保健、保育などの子育て支援サービス、学校等の教育関係の機関、医療機関など)との密接な連携が必要。 ○ 児童相談所が子どもの家庭復帰の判断を行うに際しては、児童相談所と児童養護施設等との間で十分に情報の共有を図り、子ども、保護者及び家庭の状況に対する児童相談所の認識と児童養護施設等の認識を統一することが、復帰後の支援を円滑に実施する上でも重要。 	
8 家庭復帰後の虐待の再発防止	○ 児童相談所は、一時保護の解除の場合も含め、家庭復帰の検討段階から市町村と情報を 共有するとともに、家庭復帰後は、児童相談所や施設等及び市町村の関係機関(母子保健、 保育などの子育て支援サービス、学校等の教育関係の機関、医療機関など)が、要保護児 童対策地域協議会において情報を共有し、市町村による支援をバックアップする体制が必 要。 なお、要保護児童対策地域協議会がその役割を十分に果たすためには、児童養護施設等 をはじめとする親子関係再構築支援に取り組む関係施設・機関の積極的な関わりが重要。	 ○ 子どもが家庭復帰した場合には、安定的な親子関係の継続に配慮することが必要であり、児童相談所による一定期間の指導の実施に加え、施設等(児童養護施設等、里親及びファミリーホームをいう。以下同じ。)や子どもとその保護者の居住地の市町村においても、虐待の再発防止のための支援についてより一層の役割を担っていくことが必要。 ○ 親子関係が再構築できた母子について円滑な地域生活への移行に向けて親子関係の安定化を図るために必要な場合には、母子生活支援施設に一時的に入所させるなどの仕組みについても検討。 	
9 在宅ケアや施設と在宅の中間的ケアの仕組の検討		 施設入所による分離ケアができない子どもに対し、市町村と民間の機関が協働して相談支援、アセスメント等を行う在宅支援を検討すべき。また、そうした手法も含めた在宅支援全体のあり方について検討が必要。 施設入所による分離と在宅の中間的ケアを提供する場として、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設にあるような通所の機能をより利用しやすくすることについて検討が必要。 	

#検索が多数することがあり得る事情。	当面の課題・	対原	· · · · · · · · · · · · · ·
□ では、	施策の方向	法律改正を要することがあり得る事項	運用・予算関連事項
□ 公人である。 第二名といて認為。 □ 施設人所決置等の大学進学等を推進するため、施設等に対する支援の充実について終したある。 ○ 上級人所決置等の大学進学等を推進するため、施設等に対する支援の充実について終した。 ○ 上級人所決置等の大学進学等を推進するため、施設等に対する支援の充実について終した。 ○ 上級人の大き重要の対域に対してもません。 ○ 上級人の大き重要の対域に対しても必要な取出については、近年の人間を指し、対しては支援を機能できるという支重地は大の運賃金を確認より、地方の目前において特価的の上がが必要。 ○ 上級機会の上がは、没有の児童には大学を実施に退がすることとなるので、当該自の展する年度の人自まですることが必要。 ○ 一大・指電が延迟していては、実行の児童には対していると、当該自の展する年度の人自まですることが必要。 ○ 一大・指電が重要が、また、18 歳に達する自むはなく、当該自の展する年度の人自まですることが必要。 ○ 一大・18 歳の理理をが、18 歳の単理をが、18 歳の単の大がで、18 歳の単の大がで、18 歳の単の大がで、18 歳の単の大がで、18 歳の単の大がで、18 歳の単の人がで、18 歳の単の人がで、18 歳の単の人がで、18 歳の単の人がで、18 歳の単の人がで、18 歳の世の人がで、18 歳の見の大がで、18 歳の世の人がで、18 歳の世の人がで、18 歳の世の人がで、18 歳の世の人がで、18 歳の世の人がで、18 歳の見ら、18 まの人がで、18 歳の世の人がで、18 まのしがで、18 まのしがで、18 まのしがで、18 まのしがで、18 まのしがで、18 まのしがで、18 まのしがで、18 ま			
要な 取組 については、現行の児童福祉法とは20 歳に達する日となっているが、就学している場合には学校を実前に退所することとなるので、当該口の関する年度の本口までとす。ことが必要、「担害解除日については、現行の児童福祉法上は20 歳に達する日となっているが、就学している場合には学校を実前に退所することとなるので、当該口の関する年度の本口までとす。こともの表し、現主権成の解には、子ども本人も参重し、類別規則が「空にその意画を事ますることも考えられる。ことも表し、18 歳に達する日ではなく、当該口の関する年度の本口までとする。ことが必要、ことも特別が必要。 〇 一方、18 成別運動に措置入所というケースもあり得るが、措置延長を活用しても、接りかずかな期間しか能容等に入所できないなどの課題が残行の相直延長制度にはあり、将来の技術関しか能容等に入所できないなどの課題が残行の相直延長制度にはあり、将来の技術関心が影響を表しているで発表し、日常を担害でいる。 18 表別運動の児童福祉法第20 条による措置の要素が「定ついて、複数が多数を別できる要な残死に行うたかには、日々の丁華な生活支援を表の支援して受害が、成め、学校に特別定数を対していて検討が必要。 ○ 指定延長をのアともの要な残理当対策と関連する前に児童相談所が施設人所等の援助内容を決定した場合は、18 後を超えてと物達の事を決定したも対し、18 歳を超えた者に係る支援のあり方 ○ 指書延長後(18 歳以上)の子どもに対し地数を変更するための指置変更ができるように対した場合は、18 歳を超えた者に係る支援のあり方 ○ 放送人所児童は体々な事情を抱えていることを考えれば、自立には通常より時間を要することか。、その場合に、18 歳と関立とするであないたいては、対は大いては、現実に対しては、対ないては、理技が最高の中で動きお表して、日本生活の中で生活支援スタッフが子どもの課題に参り添って支援を行うま門スタッフが行う必要があるとの意見と、関業指導を行う専門スタッフが行うのではなく、日本生活の中で生活支援スタッフが子どもの課題に参り添って支援を行うためた必要が表し、その場合に表し、18 歳と超えていることを考えれば、自立には着常より時間を要することが、ことが必要、ことが必要、ことが必要、ことが必要、ことが必要があるとの意見があり、まずは、現代の議書指導の規定がは、日本生を行う必要があるとの意見があり、まずは、現代の議書指導の規定がは、日本生活の中で生活支援スタッフが子どもの課題に表り下では、ハローロータ等の起う大選を開いますることとを検討することとを検討することともに、企業やその情にで必要な支援を持つかと選集を持つまでとともに、職等体験や1 下状体の遺解、趣味や音い事を提供する企業や民間回体の活用についても検討が必要、また、9 の場合に対すことが確重、また、18 様を検討することともに、企業やその他の民間団体の活用についても検討が必要、また、2 の場合に対することが必要、また、2 の場合に対することが必要、また、2 の場合に対することが必要、また、2 の場合に対することが必要、また、2 の場合に対することともに、企業やその他の民間団体の活用でいても検討が必要、まずることも、2 の場の成れを選えることが必要、表しいるは、2 の場には、この主を検討することも、2 の場の成れを選えることが必要、まずることが必要、まずることが必要、まずることが必要、まずることが必要しないませないませないませないませないませないませないませないませないませないませ	つなげて いくため、 施設、里親 等に養育 り方と方	進する上で有効。 〇 施設入所児童等の大学進学等を推進するため、施設等に対する支援の充実について検討。	○ 全ての施設において子どもの個別性を考慮した到達目標を本人と相談の上明確化する工夫についても検討が必要。○ どの発達段階においてもライフサイクルを意識した支援を行えるようにすべき。
 ○ 措置延長後の子どもの要保護児童対策地域協議会における取扱い等についての検討も必要。 ○ 一時保護中に子どもが 18 歳に到達する前に児童相談所が施設入所等の援助内容を決定した場合は、18 歳を超えても措置できる取扱いとすることについて検討が必要。 ○ 措置延長後 (18 歳以上) の子どもに対し施設を変するための措置変更ができるようにすることや、その場合に一時保護を介する場合があることも念頭に検討することが必要。 ○ 加設入所児童は様々な事情を抱えていることを考えれば、自立には通常より時間を要することから、子どもが成長して自立した大人になるまでの間、継続した関わりを持つて必要な時に必要な支援を行うことが重要であり、これからの社会的な自立というゴールを目指していく場合には、18 歳以降の支援も含めた支援体制を考えていくことが必要。 ○ 18 歳を超えていつまで支援するかについては、①年齢で終引きすることは困難であること、②児童福祉法の児童の定義に影響すること、③20 歳の成人を迎えた者に対して措置という考え方が適切なのかといった点を踏まえた検討が必要。 ○ 加設入所児童に基づき子どもの自立に向けて効果的な支援を行うために必要な知識や技術を習得するための研修等についても検討が必要。 ○ にれこいでは、現状においては児童養護施設の中で職業指導を行う専門スタッフが行うのではなく、日常生活の中で生活支援スタップが子どもの課題に寄り添って支援を行う必要があるとの意見と、職業指導を行う専門スタッフが行うのをなどを表して生活支援スタップが子どもの課題に寄り添って支援を行う必要があるとの意見と、職業指導の成果と実績を集約し、その役割や重要性について社会的に共有することを検討することが必要。 ○ 施設入所児童等に対する職業指導の成果や職場開拓に当たっては、ハローワーク等の就労支援機関等との連携が不可欠であるため、具体的な連携の方策を検討するとともに、企業やその他の民間団体の協力を得て行うことも検討。 ○ 施設入所児童等は、学習支援とともに、職場体験や「T技術への理解、趣味や習い事を含めて様々なことを経験できる機会を提供することが重要。その際には、このような機会を提供する企業や民間団体の活用についても検討が必要。また、多くの場合に就業に当たって必要な条件となっている自動車運転免許を取得する 	要な取組	るという児童福祉法の趣旨等を踏まえ、地方自治体において積極的な活用を図ることが必要。 ○ 措置解除日については、現行の児童福祉法上は 20 歳に達する日となっているが、就学している場合には学校卒業前に退所することとなるので、当該日の属する年度の末日までとすることができないか検討が必要。また、同様の観点から、通常の措置の解除日についても、児童福祉法上、18 歳に達する日ではなく、当該日の属する年度の末日までとすることも検討が必要。 ○ 一方、18 歳到達直前に措置入所というケースもあり得るが、措置延長を活用しても、残りわずかな期間しか施設等に入所できないなどの課題が現行の措置延長制度にはあり、将来的な検討課題。 ○ 18 歳到達後の児童福祉法第 28 条による措置の更新や措置延長期間中の接近禁止命令等	要。児童養護施設等が子どもの自立支援計画を作成する際には、児童相談所においても必要な情報を提供するなどの計画作成の支援を行うなど、丁寧に関わっていくことが必要。 ○ 自立支援計画は、子どもの発達・成長に応じた支援を行うため、定期的に点検・評価し、見直しを行うことが必要。また、計画作成の際には、子ども本人も参画し、施設職員が丁寧にその意向を尊重することも考えられる。 さらに、発達上の課題に沿った支援を行う観点から、必要に応じて医療機関、児童福祉施設、学校(特別支援教育等)の専門機能等の活用を図ることについて検討が必要。 ○ 自立支援を効果的に行うためには、日々の丁寧な生活支援を積み重ね、職員との愛着形成を目指す過程で、精神的に満たされ、社会的な自立が可能になってくることに留意するとともに、過去の施設入所児童の家族の生活の状況や措置解除後の状況など、関連するデ
工 職場体験などの仕組みの構築		 ○ 措置延長後の子どもの要保護児童対策地域協議会における取扱い等についての検討も必要。 ○ 一時保護中に子どもが 18 歳に到達する前に児童相談所が施設入所等の援助内容を決定した場合は、18 歳を超えても措置できる取扱いとすることについて検討が必要。 ○ 措置延長後 (18 歳以上)の子どもに対し施設を変更するための措置変更ができるようにすることや、その場合に一時保護を介する場合があることも念頭に検討することが必要。 ク 18 歳を超えた者に係る支援のあり方 ○ 施設入所児童は様々な事情を抱えていることを考えれば、自立には通常より時間を要することから、子どもが成長して自立した大人になるまでの間、継続した関わりを持って必要な時に必要な支援を行うことが重要であり、これからの社会的な自立というゴールを目指していく場合には、18歳以降の支援も含めた支援体制を考えていくことが必要。 ○ 18 歳を超えていつまで支援するかについては、①年齢で線引きすることは困難であること、②児童福祉法の児童の定義に影響すること、③20 歳の成人を迎えた者に対して措 	 ○ 児童養護施設等において、自立支援計画に基づき子どもの自立に向けて効果的な支援を提供していく必要があるが、現在の職員体制では十分ではなく、進路指導、職業指導等に係る専門的支援を行うスタッフの配置が必要。また、こうした専門的支援を行うために必要な知識や技術を習得するための研修等についても検討が必要。 ○ これについては、現状においては児童養護施設の中で職業指導を行う専門スタッフが行う必要があるとの意見と、職業指導を行う専門スタッフが行うのではなく、日常生活の中で生活支援スタッフが子どもの課題に寄り添って支援を行う必要があるとの意見があり、まずは、現行の職業指導員の成果や実績を集約し、その役割や重要性について社会的に共有することを検討することが必要。 ○ 施設入所児童等に対する職業指導や職場開拓に当たっては、ハローワーク等の就労支援機関等との連携が不可欠であるため、具体的な連携の方策を検討するとともに、企業やその他の民間団体の協力を得て行うことも検討。 ○ 施設入所児童等は、学習支援とともに、職場体験やIT技術への理解、趣味や習い事を含めて様々なことを経験できる機会を提供することが重要。その際には、このような機会を提供する企業や民間団体の活用についても検討が必要。また、多くの場合に就業に当たって必要な条件となっている自動車運転免許を取得する機会を提供することも重要。

当面の	課題・	対応策		
施策(の方向	法律改正を要することがあり得る事項	運用・予算関連事項	
			組みの構築を検討。また、過去に実施されていた職親制度を参考にしつつ、自立支援のための効果的な方策を検討することも必要。 <u>力 当事者による支援</u> ○ 施設等を措置解除され社会に出るときには、孤独感や様々な不安等に直面することになるが、施設等を措置解除された当事者からの体験談を聴く機会を設けることは有効。なお、こうした当事者が支援者として活動する際には、施設職員等がそれをサポートするなど、当事者が活動しやすい仕組みを検討することが必要。	
	② 里親さるに支 記れ子対 る を まてどす	 ア 里親委託児童に係る自立支援計画 ○ 里親委託児童に係る自立支援計画については、現在は児童相談所が作成しているが、里親や委託児童の状況を理解して支援を行う里親支援機関が作成することの可能性を検討。ただし、その場合においては、里親支援機関の数が少ない地域がある等の現状を踏まえ、里親支援機関の体制の確保等の条件整備が必要であることに留意。 ○ 児童養護施設等の入所児童に対し家庭養護への移行を推進するため、施設に里親支援専門相談員を配置する取組を行っており、この里親支援専門相談員と里親支援機関が連携して、里親委託児童の自立支援計画を作成する方法も検討。 イ 里親支援機関による支援 ○ 里親委託を推進するためには、里親支援機関事業の法定化などにより、地方自治体による里親支援の位置付けを明確化するための検討が必要。 ○ 地域の様々な資源を活用することが必要であり、その際、民間機関等の活用について検討が必要。 	 ウ 地域の複数の関係者による支援 ○ 里親委託児童の養育に当たって、専門的なアドバイスを身近に受けられる支援体制の整備が必要。 また、委託児童の養育に悩む時にスーパーバイズする体制や、レスパイトケアが十分にとれる体制の整備が必要。 ○ 里親に実子がいないケースでは、母子保健に関する情報が里親に不足している場合があることから、児童相談所や市町村、乳児院などが連携して、母子保健の観点からも情報提供等の支援を行うことが必要。 また、このためには、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業について、里親家庭も対象であることを明確化した上で、積極的に活用することについて検討が必要。 ○ 里親委託児童への支援は、専門機関だけでなく里親仲間、里親の友人や地域住民など多くの人々との信頼感の醸成を図ることが重要であり、いわゆる「チーム養育」をイメージした取組の検討が必要。 	
	③ 特課を 理的 を が が ま が ま が ま も る が 援		○ 被虐待児童など特に心理的課題を抱えた子どもに対して、自立に向けた適切な支援を行うため、精神科治療や心理治療といった専門性の高い支援を行うことができるよう情緒障害児短期治療施設の設置の促進などについて検討が必要。	
9 の自め所の工い所滑の居く組に	①助の施け所の工自ホ機設るづ取夫立一能に居く組	 ア 大学進学者等に向けた対応 ○ 大学進学者で自立のための支援が必要な者を自立援助ホームの支援対象とすることについて、児童福祉法が対象とする年齢の範囲との関係等も考慮しつつ、検討。この場合において、自立援助ホームに入居はしないが、自立援助ホームに配置された職員がアウトリーチにより援助を行う仕組み等も含めて検討。 ○ 自立援助ホームに入居している子ども等は、様々な家庭の問題や発達障害などの課題を抱え、就業まで結びつかないケースが増えており、また、一旦就業したが退職して再度学び直す子どももいる実態を踏まえ、自立援助ホームの機能や役割の整理が必要。 	 ア 大学進学者等に向けた対応 ○ 本年4月から施行された生活困窮者自立支援制度と連携して取り組むことにより、自立援助ホームによる支援の対象とならない者に対する支援を行うことが必要。 ○ 自立援助ホームは、生活指導から就労指導、自立支援からアフターケアまで幅広い支援が求められており、それに対応できるだけのスタッフの体制について検討が必要。 イ 退所者の居場所づくりの推進 ○ 児童養護施設等からの退所後は、状況の把握が困難となることがあるが、中には中途退学や短期間で離職する者もおり、そうした者については支援が必要であることから、施設退所後の状況調査や退所者のニーズの把握を行い、退所者の居場所づくりや見守り支援の仕組みを構築していくことが必要。 	

当面の課題・ 施策の方向		対応策	
		法律改正を要することがあり得る事項	運用・予算関連事項
			 ○ 現状では退所者の居場所が非常に少ないことから、退所者の居場所を増やし、生活支援や相談援助などの取組を促進することが必要。これに合わせ、そうした支援を担当する支援者間の連絡を密にすることにより、ニーズの把握などを行っていくことが必要。 ○ 退所者の居場所についての情報発信が必要であり、厚生労働省や関係団体のホームページ、ウェブサイト、SNSなどを活用した情報提供を検討。 さらに、児童養護施設等の施設長等が参加する研修会等の機会を活用して、退所者の居場所づくりの取組について事例発表を行うことを通じて、退所者の居場所についての周知を図ることも有効。 ○ 退所者の居場所の整備を進めるとしても、当面の対応としては、児童養護施設等で実践している先行事例を踏まえ、退所者が離職して就職活動を行うために施設内に短期間の居場所を設けるなどの取組について検討。 ○ 地域における空き家、空き店舗等の物件の有効活用を検討することも必要。 ○ 「里親及びファミリーホーム養育指針」には、里親委託解除後も帰ることができる実家のような役割が示されているが、里親が実家のように機能するために必要な取組を検討することが必要。
	② 退所者 へのアフ ターケア	 ✓ 退所者を地域でサポートする仕組み ○ 25歳以下を対象としたイギリスのリービングケア制度のような仕組み等について検討が必要。 	 P 退所児童等アフターケア事業の推進 ○ 退所児童等アフターケア事業を推進していくことが必要。
10 上記以 外の論点		 ○ 児童相談所の決定に対して親は不服申立てが行えるが子どもは声を上げることができないため、子どもの代弁ができる仕組みについて検討が必要。 ○ 国として、児童虐待防止対策の施策の検討、立案、評価に必要な情報を、関係裁判例なども含め幅広く継続的に収集し、分析することについて検討が必要。 ○ その一環としてチャイルド・デス・レビューの制度化のための検討が必要。 	